

令和4年6月27日
令和5年11月15日改正
令和6年3月5日改正

「関東デジタル田園都市構想推進協議会」開催要綱

1 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大等を背景に、テレワークや遠隔教育等、ICTによる対面によらない新たな生活様式・企業活動が拡大しており、今後、社会全体でリモート化を前提とした活動が定着する等、ビジネスや生活のあらゆる面に社会変革が生まれることが予想される。

本協議会は、そうした社会変革に対応し、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、光ファイバ、5G等のデジタル基盤の整備など、地方のデジタル実装を推進することを目的とする。

2 名称

「関東デジタル田園都市構想推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

3 主な活動内容

関東地域における光ファイバや5G等のデジタル基盤について、整備状況や整備を推進するに当たっての課題等について共有するとともに、整備に関する支援施策や先進事例、地域のデジタル実装につながる活用方策等について、情報の提供・共有や意見交換を行う。

4 構成及び運営

- (1) 協議会の構成機関等は、別紙のとおりとする。
- (2) 協議会は、関東総合通信局長（以下「主宰者」という。）が招集し開催する。
- (3) 主宰者は、協議会の構成機関等を追加することができる。
- (4) 主宰者は、協議会の構成機関等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 主宰者は、(3)及び(4)の関係者を傍聴させることができる。
- (6) 協議会は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開で開催する。
- (7) 事務局は協議会終了後速やかに議事概要を作成し構成機関間で共有する。
なお、作成した議事概要、配布資料等とともに原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそ

れがある場合は、議事概要、配布資料等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(8) その他、協議会の運営に必要な事項は主宰者が定める。

5 スケジュール

協議会は、令和4年6月21日の第1回会合から開催し、年2～3回の開催を予定。

6 事務局

協議会の事務局は、関東総合通信局総務部企画課とし、情報通信部電気通信事業課、同部情報通信連携推進課、同部情報通信振興課、放送部有線放送課及び無線通信部陸上第一課の協力を得て運営する。

「関東デジタル田園都市構想推進協議会」構成機関等一覧

| |
|---------------------|
| 構成機関等 |
| 茨城県 |
| 栃木県 |
| 群馬県 |
| 埼玉県 |
| 千葉県 |
| 東京都 |
| 神奈川県 |
| 山梨県 |
| 茨城県 常総市 |
| 群馬県 前橋市 |
| 群馬県 沼田市 |
| 群馬県 上野村 |
| 群馬県 中之条町 |
| 埼玉県 秩父市 |
| 神奈川県 横須賀市 |
| 東日本電信電話株式会社 |
| 株式会社NTTドコモ |
| ソフトバンク株式会社 |
| KDDI株式会社 |
| 楽天モバイル株式会社 |
| 日本ケーブルテレビ連盟北関東支部 |
| 日本ケーブルテレビ連盟南関東支部 |
| ソニーグループ株式会社 |
| パナソニックコネクト株式会社 |
| 富士通株式会社 |
| 日本電気株式会社 |
| 住友商事株式会社 |
| Sharing Design 株式会社 |
| 株式会社 JTOWER |
| 東京大学大学院情報学環 |
| 関東経済産業局 |
| 関東運輸局 |
| 関東総合通信局 |